

新旧対照表

新					旧				
神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準					神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準				
平成18年6月1日決定 平成22年4月1日改定 平成30年4月1日改定 令和2年4月1日改定 令和6年12月25日改定 <u>令和7年3月24日改定</u>					平成18年6月1日決定 平成22年4月1日改定 平成30年4月1日改定 令和2年4月1日改定 令和6年12月25日改定				
1	趣旨	(略)			1	趣旨	(略)		
2	用語	(略)			2	用語	(略)		
3	処分等の基本方針	(略)			3	処分等の基本方針	(略)		
4	機関の処分等の基準	(略)			4	機関の処分等の基準	(略)		
5	処分に伴う措置	(略)			5	処分に伴う措置	(略)		
6	処分等の保留	(略)			6	処分等の保留	(略)		
7	処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い	(略)			7	処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い	(略)		
(附則)					(附則)				
1 この基準は、令和七年四月一日から施行する。					1 この基準は、令和六年十二月二十五日から施行する。				
別表					別表				
根拠条項	関係条項	処分事由	処分ランク	標準的な処分内容	根拠条項	関係条項	処分事由	処分ランク	標準的な処分内容
77の35 ②四	77の20五	(削る)	(削る)	(削る)	77の35 ②四	77の20五	①制限業種を兼任する確認検査員又は副確認検査員の選任	B	業務停止命令6月
		②代表者又は担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査の実施	B	業務停止命令6月					
		③確認検査員又は副確認検査員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物又は構造計算適合性判定を行う建築物に係る確認検査への従事	B	業務停止命令6月					
		④業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成	B	業務停止命令6月					

新

神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準について（補足）

（略）

旧

神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準について（補足）

（略）